

タクシー料金助成利用券の交付について

介護健康課 内線 233
福祉児童課 内線 224

80歳以上の方、介護認定を受けている方、障害者手帳の交付を受けている方(条件あり)に、タクシーの基本料金(初乗運賃)を助成します。助成を希望する方は、事前に利用券の交付を受けてください。助成の対象者へは案内文と申請書を送付しますので、申請書に必要事項をご記入の上、下記の会場で申請してください。

▼交付内容

	対象者	交付枚数	交付日及び場所	交付時間
1	満80歳以上の方	36枚	●平成31年3月29日～4月4日 (土日を除く) … 役場2階第5会議室	午前8時30分 ～ 午後5時15分
2	満79歳以下で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている方	36枚		
3	上記1・2に該当する方のうち、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方	24枚	●平成31年4月5日以降の開庁日 … 役場1階介護健康課窓口	
4	身体障害者手帳(1～4級)または療育手帳(A・B判定)または精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方	36枚	●平成31年3月29日以降の開庁日 … 役場1階福祉児童課窓口	
5	上記4に該当する方のうち、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方	24枚		

▼お持ちいただくもの

- 申請書(印鑑を押すか、印鑑を持参してください。)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(交付を受けている方のみ。年齢や等級に関わらず、全ての手帳を必ず提示してください。)
- 平成30年度分の利用券の残り及び表紙(交付を受けた方のみ)

▼その他

- 同居の親族以外の方が、代理で利用券を受け取る場合は、委任状が必要です。
- 3月末～4月上旬は混雑が予想されますので、交付に時間がかかることがあります。
- 混雑の程度により、交付場所等が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- 一定の条件を満たしている方には2冊目(24枚)を追加で交付します。条件等の詳細は介護健康課または福祉児童課へお問い合わせください。

事業主(給与支払者)の方へ 個人住民税の特別徴収推進のご案内について

税務課 内線267

▼個人住民税(町・県民税)の特別徴収(事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納入していただく制度です。)

※地方税法第321条の4及び扶桑町税条例第42条の規定により、給与を支払う事業主(給与支払者)は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっていきます。

▼特別徴収の事務 毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

▼納期の特例 従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

扶桑町埋立て等の規制に関する条例について

産業環境課 内線276

扶桑町では、土壌環境を守るため埋立て等の規制に関する条例を平成22年に制定し運用しています。広さ500平方メートル以上で、平均高さ2メートル以上の盛土や埋立て工事を行う時は、平成22年7月から許可が必要となりました。

右記のような一定規模以上の宅地開発の盛土や砂利採取跡地等の埋立てを行う時は、段階的に検査が必要です。

工事施工者は、使用する土砂等が環境基準に適合しているかを事前に検査し、合格したものを使って盛土や埋立て等の工事を行わなければなりません。

また、埋立て現場等での定期的な土砂等検査(毎月1回)や、完了時にも土砂等検査をしていただくこととなっています。

もし、環境基準に適合していない土砂等が使われていることが判明し、工事施工者が撤去等の対策を実施しなかった時には、土地所有者等の方々に撤去等の対策をしていただくことがありますので、ご注意ください。

▼問い合わせ 産業環境課